

衆議院環境委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 27 日（火）、第 8 回の委員会が開かれました。

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 47 号）
 - ・ 原案及び修正案について、小泉環境大臣、長坂経済産業副大臣、江島経済産業副大臣、笹川環境副大臣、船橋財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 修正案に対し、国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、小泉環境大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
 - ・ 原案及び修正案について、源馬謙太郎君（立民）及び田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
 - ・ 修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立民、共産 反対－自民、公明、維新）
 - ・ 原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新）
 - ・ 牧原秀樹君外 4 名（自民、立民、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新）
（質疑者）生方幸夫君（立民）、篠原孝君（立民）、田村貴昭君（共産）、山崎誠君（立民）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

生方幸夫君（立民）

- (1) 2030 年度の温室効果ガス削減目標関係
 - ア 2013 年度比 46%削減という数値の決定者
 - イ 削減目標を従来の 26%から 46%に 20%も引き上げが実現できた根拠
 - ウ エネルギー基本計画の見直しの進め方についての小泉環境大臣の考え
 - エ 原子力発電に対する小泉環境大臣の基本的な考え方
 - オ あらゆるビルの屋上への太陽光発電設備の設置に必要なとされる法改正も含めた対応策についての小泉環境大臣の見解
 - カ 日本では気候変動対策が生活の質を脅かすと答える人が 60%にも上った理由についての小泉環境大臣の見解
 - キ 気候変動対策について環境教育として実践すべき事項及び環境教育を行うべき時期についての小泉環境大臣の見解
- (2) 修正案関係
 - ア 修正案に示した地球温暖化対策討議会の将来的な導入の可否についての小泉環境大臣の見解
 - イ 地球温暖化対策計画の 3 年ごとの見直しの際に国会報告を行い議論する必要性についての小泉環境大臣の見解

篠原孝君（立民）

- (1) 本法律案の必要性などについての小泉環境大臣の思いを前文という形で書き込む改正を行い C O P 26 において世界に発信する必要性に対する小泉環境大臣の見解
- (2) 総理官邸に気候変動問題についての方針を決める会議を設ける必要性
- (3) 国が意欲的に取り組むことを示すため法律に削減目標の数値及びカーボンプライシングの考え方を規定する必要性

- (4) 環境に悪いという観点から二酸化炭素を大量に排出して行われる花の空輸等に関税を課すなどの取組を財務省が大胆に行う必要性

田村貴昭君（共産）

- (1) 地域脱炭素化促進事業関係
- ア 環境配慮や住民合意を蔑ろにした再生可能エネルギー開発が行われるおそれがあるとの指摘に対する環境省の見解
 - イ 自治体に十分な人的体制等がない中で再生可能エネルギー導入目標の設定や達成のために安易に大手資本等に事業を委ねてしまうことへの危惧に対する環境省の見解
 - ウ 本改正案は住民の声を聞き入れない野放図な再生可能エネルギー施設の進出を規制する措置か否かについての小泉環境大臣の見解
 - エ 再生可能エネルギーに係る地域住民の主体的な取組を本改正案により後押しする方法
 - オ 本改正案の示す地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組が、いわゆる農山漁村再生可能エネルギー法に基づき自治体が売電収入の一部を基金に還元し農林漁業振興に活用する方法のように、地域に裨益する仕組みとなるか否かについての小泉環境大臣の見解
 - カ 再生可能エネルギーが主力電源化したと判断される割合水準
 - キ 国の再生可能エネルギー導入目標の明確化なしに自治体の目標設定は困難との考えに対する小泉環境大臣の見解
- (2) 再生可能エネルギーの拡大関係
- ア 電力事業者への優先接続の義務付けなどの再生可能エネルギー優先のエネルギー政策に転換する必要性についての小泉環境大臣の見解
 - イ 九州電力が2018年10月以降に行った出力制御の日数
 - ウ 再生可能エネルギー導入促進の妨げとなっている原子力発電を優先する給電ルールの妥当性に対する長坂経済産業副大臣の見解
 - エ 石炭火力発電の段階的な廃止のための計画策定の必要性に対する小泉環境大臣の見解
 - オ 再生可能エネルギー導入目標や再生可能エネルギーを優先する体制もない現状がエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の改定により解消される見通し
- (3) 2030年度の温室効果ガス削減目標関係
- ア 46%という数値が産業や家庭部門の二酸化炭素削減と再生可能エネルギーや省エネルギーの拡大等の積上げによる目標値なのか単なる直感的な着想によるものかについての小泉環境大臣の所見
 - イ 46%削減目標の積算根拠を示す時期

山崎誠君（立民）

- (1) 原子力発電について現時点では新增設はしないという方針が、2050年には原子力発電所が停止するという不正確なメッセージを国民に与えているとの指摘に対する小泉環境大臣の見解
- (2) 原発依存度をゼロとしない方針を立てる以上新たなエネルギー基本計画においてその新增設に関する方針を明確に示す必要性
- (3) 本改正案関係
- ア 地方公共団体実行計画において省エネルギー対策や吸収源対策の視点を再生可能エネルギーの促進と同様に示す必要性
 - イ 本改正案で特例制度等による再生可能エネルギー導入を後押しするのと同様に省エネルギーによるまちづくり等にも支援する必要性
 - ウ 国・地方脱炭素実現会議の取組と地球温暖化対策計画を連携させ地域の取組を後押ししていく必要性に関する小泉環境大臣の見解

(4) 宮城県丸森町のメガソーラー事業関係

- ア 実態として事業計画が一体であるにもかかわらず出力を環境影響評価法の対象規模以下に抑えるために事業を分割していると思われる本事業については、一体の事業として捉え、環境影響評価を実施すべきとの考えに対する江島経済産業副大臣の見解
- イ いわゆる環境アセス逃れをしている本事業の在り方及び何らかの対処を行う必要性に関する小泉環境大臣の見解
- ウ 本事業を統括する事業者の中心的な構成員が贈賄容疑で逮捕されたことを受け、事業者が受けたFITの認定を継続する是非に関する江島経済産業副大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 民間の建物の屋根における太陽光パネル設置の展開等のため自治体や住民の協力等を得る重要性に関する小泉環境大臣の見解
- (2) 本改正案関係
 - ア 地域脱炭素化促進事業として吸収源の保護が明示されていない理由
 - イ 基本理念に対応し地域脱炭素化促進事業として吸収源の保護を記載する必要性
 - ウ 国内の温室効果ガス総排出量における吸収源の寄与度
- (2) 畜産による吸収源への影響関係
 - ア 海外からの飼料の輸入割合
 - イ 我が国の畜産において吸収源である海外の森林を破壊して生産された飼料が使用されている現状を認識し海外の吸収源の保全に取り組む必要性に対する小泉環境大臣の認識
- (3) フードテック関係
 - ア 動物性たんぱく質を一部植物性たんぱく質に代替した場合の健康影響についての厚生労働省の見解
 - イ フードテックの概念に関する農林水産省の説明
 - ウ フードテック分野の開発を行っている企業における事業展開、研究開発の概要
 - エ 政府によるフードテックの取組状況及び今後の展望
 - オ 吸収面でも必要とされる環境にやさしい消費を進めるため消費者の協力を得る重要性に関する小泉環境大臣の見解